

(仮称)中野市空家等対策計画の概要(案)

○ 計画の目的等

【目的】

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するなど、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する。

【位置づけ】

本計画は空家等対策の推進に関する法律第6条に規定する空家等対策計画として策定し、本市における他の計画との整合を図りながら、空家等の問題を解決するために必要な事項に関し、より具体的に進めることとする。

【計画期間】

○ 平成33年度を終了年次とする。(第2次中野市総合計画前期に準ずる)

○ 市内の空家等に関する現状

【現状】

- 住宅・土地統計調査を基に市内の空家等の戸数及びその推移に関するデータを作成
- 各区への調査依頼及びそれに基づく現地調査の結果を基に、市内全域の空家等の戸数等について作成

○ 市内の空き家問題の解決及び空家等の発生抑制を図る為の施策

【対象とする地域、建築物等】

- 対象地区として市内全域を対象とする。
- 法で定める「空家等」のうち、主に戸建て住宅を対象とする。

【空き家問題の解決及び発生抑制を図るための施策】

○ 調査に関する事項

・固定資産税の税情報及び庁内各課が保有する個人情報並びに登録情報等により空家等の所有者等の調査を実施する。

○ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

・空家等の管理責任については所有者等にあることについて、家屋の所有者等に対して広報等により周知する。

・存在が確認できた空家等の所有者等に対し、適切な管理に関する事項を通知する。

・高齢者等の単身居住者等における施設の入居等による空き家化については、関係者に対し、空き家の適正管理について求めていくこととする。

○ 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

・空き家または空き地について、有効な活用方法について研究を進めることとする。

(移住定住施策としての活用や、各区における活用希望等についても検討する。)

○ 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項

・保安上、衛生上、景観上問題となる空家等をとらえ、所有者等による解決を図ることとする。

・状況次第では法に基づく行政代執行等も視野に入れる。

(空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき勧告に至った場合は、地方税法の規定に基づき、空家等の住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用対象から除外する。)

○ 庁内連携

・関係部署間で情報の共有を図り、連携して取り組むことで、空き家問題の解決を目指す。

また、庁内各課の役割分担について明示する。(災害時等における情報共有体制等についても確立する。)

○ 関係機関・事業者との連携

・この計画に基づく事業は、関係機関や民間事業者と連携等を図る。

○ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

・空家等の報告を受け付けるシステムの作成及び窓口の設置

・各相談ごとに応じた対応及び案内について明確化する。

(空き家バンク、地元区との連絡等)

○ 計画の進行管理

・本計画の効果については、検証の実施や必要に応じて計画内容の見直しを行う。